○国土交通省告示第九百四十三号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十六年十月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録番号　27

二　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人日本運動施設建設業協会

三　変更後の代表者の氏名　長谷川　信

四　変更年月日　平成二十四年五月二十四日

○関東地方整備局告示第三百五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

別表の指定番号五の項指定をした日欄中「平成二十一年九月十一日」を「平成二十六年九月十二日」に、指定の有効期間欄中「平成二十一年九月十三日から五年間」を「平成二十六年九月十三日から五年間」に改める。

○近畿地方整備局告示第百六十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年十月六日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　登録番号

近畿地方整備局長　23

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社確認検査機構プラン21

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	松中　務

(2)　変更年月日

平成二十六年九月十六日

○近畿地方整備局告示第百六十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年十月六日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　登録番号

近畿地方整備局長　17

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

建築検査機構株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	小川　仁、花田　修、木村　均
変更後	田中　潤

(2)　変更年月日

平成二十六年九月十八日

○近畿地方整備局告示第百六十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年十月六日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　登録番号

近畿地方整備局長　12

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社確認検査機構アネックス

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	田尻千恵子、徳田　圭三

(2)　変更年月日

平成二十六年十月一日

○近畿地方整備局告示第百六十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年十月六日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　登録番号

近畿地方整備局長　22

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社オーネックス

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	玉生　雅之、田村　正人、津村　和寿

(2)　変更年月日

平成二十六年九月十六日

○近畿地方整備局告示第百六十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年十月六日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　登録番号

近畿地方整備局長　21

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

アール・イー・ジャパン株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	冨山　育子、諏訪　亮次

(2)　変更年月日

平成二十六年九月十九日